



全日病 S-QUE 看護師特定行為研修

医療安全学／特定行為実践

共通科目



4.②手順書の作成演習

佐賀大学医学部附属病院卒後臨床研修センター副センター長 准教授

江村 正 氏

手順書の作成演習

佐賀大学医学部附属病院

卒後臨床研修センター

江村 正

共通科目（特定行為実践）：手順書

根拠に基づいて手順書を医師、歯科医師等とともに作成し、実践後、手順書を評価し、見直すプロセスについて学ぶ

1. 手順書の位置づけ
2. 手順書の作成演習
3. 手順書の評価と改良

演習の前に

- 手順書作成演習に進むことができるかどうか、自己評価
- 自己評価方法
- ①手元に手順書を置く
- ②それに、疑問点などを書き込む

手順書例の印刷

- 受講している「特定行為区分」に含まれる「特定行為」をひとつ選ぶ。
- 平成27年度厚生労働省補助事業結果報告（全日本病院協会による手順書集）より該当する手順書を印刷する。
 - － 「特定行為 手順書」で検索

印刷したものに書き込む

- 読みながら、疑問に思うこと、補足したいことなどを、書き込んでいく。
 - 「どういう意味？」 「知らない単語がある」
 - 「現場ではここまでしない」 「この説明ではわかりにくい」

書き込んだ内容を 「自己評価」する

- わからない所は特にない。
 - 印刷した手順書が自施設の現状にそぐわないなど
 - →本演習に進む
-
- わからないことが多い。医学的な知識が足らなくて、理解が難しい。
 - →手順書作成演習はあとまわし
（他の共通科目の受講、または復習）

共通科目（特定行為実践）：手順書

根拠に基づいて手順書を医師、歯科医師等とともに作成し、実践後、手順書を評価し、見直すプロセスについて学ぶ

1. 手順書の位置づけ
2. 手順書の作成演習
3. 手順書の評価と改良

手順書の作成演習

- (1) 指示簿の書き方・考え方演習
- (2) 手順書作成演習

指示簿の書き方・考え方演習

- ①【受け持つ患者の一般的な像】
- ②【必ず出すと思われる指示】
- ③【指示を出す時に、鑑別すべき病態】
- ④【「急いで相談すべき病態」を疑わせる所見】
- ⑤【具体的な指示】
- ⑥【指示内容が行われたあと、注意して観察すべき事項】

この作業を行った感想、振り返り、その他

指示簿の書き方・考え方演習

①【受け持つ患者の一般的な像】

＊自由に設定

例：

（１）脳梗塞後遺症（左片麻痺）で定期的に通院している８０歳の男性

（２）胃癌の手術後の患者

②【必ず出すと思われる指示】

発熱 血圧低下 便秘 尿量低下 不眠

＊この中から選択

指示簿の書き方・考え方演習

- ①【受け持つ患者の一般的な像】
- ②【必ず出すと思われる指示】
- ③【指示を出す時に、鑑別すべき病態
（仮説）】
 - ◎（１）
 - （２）
 - （３）

（◎急いで相談すべき病態）

脳梗塞の患者さんの便秘で、まず大腸癌を疑うか？？？

指示簿の書き方・考え方演習

- ①【受け持つ患者の一般的な像】
- ②【必ず出すと思われる指示】
- ③【指示を出す時に、鑑別すべき病態】
- ④【「急いで相談すべき病態」を疑わせる所見】
（頻呼吸、酸素飽和度の低下、激しい痛みを伴っているなど）

指示簿の書き方・考え方演習

- ①【受け持つ患者の一般的な像】
- ②【必ず出すと思われる指示】
- ③【指示を出す時に、鑑別すべき病態】
- ④【「急いで相談すべき病態」を疑わせる所見】
- ⑤【具体的な指示】
（薬品名がわからなければ、「抗菌薬」「解熱剤」というような表現でも可能）

指示簿の書き方・考え方演習

- ①【受け持つ患者の一般的な像】
- ②【必ず出すと思われる指示】
- ③【指示を出す時に、鑑別すべき病態】
- ④【「急いで相談すべき病態」を疑わせる所見】
- ⑤【具体的な指示】
- ⑥【指示内容が行われたあと、注意して観察すべき事項】（血圧が低下しないか、息苦しくないかなど）

指示簿の書き方・考え方演習

- ①【受け持つ患者の一般的な像】
→【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】
- ②【必ず出すと思われる指示】
- ⑤【具体的な指示】
→【診療の補助の内容】
- ③【指示を出す時に、鑑別すべき病態】＋
- ④【「急いで相談すべき病態」を疑わせる所見】
→【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】（範囲内、範囲外）
- ⑥【指示内容が行われたあと、注意して観察すべき事項】
→【特定行為を行うときに確認すべき事項】

ポイント

- 【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】を記載するためには、
- 鑑別すべき病態が挙がる
- 範囲内の病態の患者の状態がわかる
- 範囲外の病態の患者の状態がわかる
- 患者の状態と観察項目の関連付けができる

手順書の作成演習

- (1) 指示簿の書き方・考え方演習
- (2) 手順書作成演習

演習の準備

- 手順書の6項目が含まれている紙を用意。大きさは問わない。
- 手順書のひな形が必要ならダウンロード
- 演習前に書き込んだ手順書はできるだけ見ないほうが良い。

手順書：（ ）

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

- 1.
- 2.
- 3.



【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

以下のいずれにもあてはまる

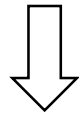
- ☐
- ☐
- ☐
- ☐

病状の
範囲外



あてはまらない項目が一つでもあれば、担当医師の携帯電話に直接連絡

病状の
範囲内



【診療の補助の内容】

（ ）



【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- ☐
- ☐
- ☐

あてはまらない項目が一つでもあれば、下記の確認をして担当医に連絡

- ☐
- ☐
- ☐

担当医師の
携帯電話に
直接連絡



【医療の安全を確保するために医師・歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】



【特定行為を行った後の医師・歯科医師に対する報告の方法】

- 1.
- 2.

手順書：（

）

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

- 1.
- 2.
- 3.



【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

以下のいずれにもあてはまる

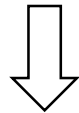
- ☐
- ☐
- ☐
- ☐

病状の
範囲外



あてはまらない項目が一つでもあれば、担当医師の携帯電話に直接連絡

病状の
範囲内



【診療の補助の内容】

（

）



【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- ☐
- ☐
- ☐

あてはまらない項目が一つでもあれば、下記の確認をして担当医に連絡

- ☐
- ☐
- ☐

担当医師の
携帯電話に
直接連絡



【医療の安全を確保するために医師・歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】



【特定行為を行った後の医師・歯科医師に対する報告の方法】

- 1.
- 2.

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

- 1.
- 2.
- 3.

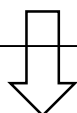


【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

以下のいずれにもあてはまる

- ☐
- ☐
- ☐
- ☐

病状の
範囲内



病状の
範囲外

あてはまらない
項目が一つでも
あれば、担当医
師の携帯電話に
直接連絡



【診療の補助の内容】

(

)



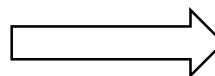
【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- ☐
- ☐
- ☐

あてはまらない項目が一つでもあれば、
下記の確認をして担当医に連絡

- ☐
- ☐
- ☐

担当医師の
携帯電話に
直接連絡



【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

- 1.
- 2.
- 3.

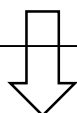


【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

以下のいずれにもあてはまる

- ☐
- ☐
- ☐
- ☐

病状の
範囲内



病状の
範囲外

あてはまらない
項目が一つでも
あれば、担当医
師の携帯電話に
直接連絡



【診療の補助の内容】

()



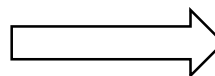
【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- ☐
- ☐
- ☐

あてはまらない項目が一つでもあれば、
下記の確認をして担当医に連絡

- ☐
- ☐
- ☐

担当医師の
携帯電話に
直接連絡



【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

- 1.
- 2.
- 3.



【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

以下のいずれにもあてはまる

- ☐
- ☐
- ☐
- ☐

病状の
範囲外

あてはまらない
項目が一つでも
あれば、担当医
師の携帯電話に
直接連絡



病状の
範囲内



【診療の補助の内容】

()



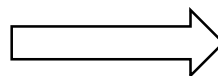
【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- ☐
- ☐
- ☐

あてはまらない項目が一つでもあれば、
下記の確認をして担当医に連絡

- ☐
- ☐
- ☐

担当医師の
携帯電話に
直接連絡



【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

- 1.
- 2.
- 3.

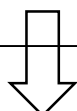


【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

以下のいずれにもあてはまる

- ☐
- ☐
- ☐
- ☐

病状の
範囲内



病状の
範囲外



あてはまらない項目が一つでもあれば、担当医師の携帯電話に直接連絡

【診療の補助の内容】

(

)



【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- ☐
- ☐
- ☐

あてはまらない項目が一つでもあれば、下記の確認をして担当医に連絡

- ☐
- ☐
- ☐



担当医師の
携帯電話に
直接連絡

連絡体制、報告の方法も、ここで記載

手順書：（ ）

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

- 1.
- 2.
- 3.



【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

以下のいずれにもあてはまる

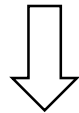
- ☐
- ☐
- ☐
- ☐

病状の
範囲外



あてはまらない項目が一つでもあれば、担当医師の携帯電話に直接連絡

病状の
範囲内



【診療の補助の内容】

（ ）



【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- ☐
- ☐
- ☐

あてはまらない項目が一つでもあれば、下記の確認をして担当医に連絡

- ☐
- ☐
- ☐

担当医師の
携帯電話に
直接連絡



【医療の安全を確保するために医師・歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】



【特定行為を行った後の医師・歯科医師に対する報告の方法】

- 1.
- 2.

まとめ

- 手順書を作成する上で必要なことは、
- ① 鑑別すべき病態を挙げることができること
- ② 範囲内と範囲外の病態がわかること
- ③ 患者の状態と観察項目の関連付けができること